

暖房用燃料単価契約書

暖房用燃料の購入について、発注者 福島県 を甲とし、受注者 を乙として、次に定めるところにより単価契約を締結する。

(総則)

第1条 この契約の要領は次のとおりとする。

(1) 品目、予定数量及び契約単価

品 名	A重油
予定数量	22,000㍓
契約単価	円／㍓ (税抜き)

(2) 契約期間

平成 年 月 日から平成31年3月31日

(3) 納入場所

「福島県立須賀川桐陽高等学校地下タンク」

(4) 契約保証金

免除

(納入の通知)

第2条 甲の申込みにより、その都度指定する期日までに現品を納入するものとする。この場合、乙は、直ちに納品書をもってその旨を、甲に通知するものとする。

(検査)

第3条 甲は、前条の通知を受けたときは、直ちに乙の立ち会いのもとに検査を行う。

(不合格品の引き取り又は取り替え等)

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引き取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取り替えをし、又は補充をしなければならない。当該取り替え又は補充後の物品に係る検査については、前3条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引き渡しを受けたときに乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、全て乙の負担とする。

(保証責任)

第6条 乙は、物品を引き渡した後1年間乙の責めに帰すべき事由により物品の契約条件との相違又は引き渡し前の原因によって生じた物品の品質不良、数量不足、変質その他の瑕疵につき補てんの責めに任ずるものとし、かつ、乙は代品の納入、瑕疵の補修若しくは代金の減額のいずれか、又は、代品の納入若しくは瑕疵の補修及び代金の減額につき甲から

請求があるときは、これに応ずるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由に付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間を日数に応じ納入未済相当額に年2.7%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は算入しない。

(天変地異、不可抗力による無償延期等)

第8条 天変地変、不可抗力その他の責めに帰することができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部の変更若しくは解除の申し出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払い)

第9条 乙は、各月毎の給油済数量について、納品書は月末、請求書は翌月の10日までに、提出しなければならない。

なお、3月納入分に限り3月31日までに納品書及び請求書を提出しなければならない。

2 前項の請求には、第1条に定める単価に納品数量を乗じて得た額の合計額（円未満切捨て）に「取引に係る消費税及び地方消費税」を加えるものとする。

(注)「消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定に基づき、契約金額に8/100を乗じて得た額（円未満切捨て）である。

3 甲は、第1項の規定による適法な請求書を受理したときから30日以内に支払うものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期内に物品の持ち込みを終わらないとき。

二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等の不正の行為があったとき。

五 乙が第12条の規定に違反したとき。

六 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当するものを下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

（甲の違約金）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は予定数量から納入済数量を差し引いた数量に契約単価を乗じて得た金額の10分の1に相当する額を甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰することができない事由による解除の場合はこの限りではない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合。

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第

225号)の規定により選任された再生債務者等。

- 3 第一項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が第14条の規定により契約の解除をしたときは、乙は、前項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申し出があったときは、甲がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、違約金として予定数量から納入済数量を差し引いた数量に契約単価を乗じて得た金額に年2.7%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる)を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(契約の変更等)

第12条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

- 3 この契約期間中、第1条の予定数量に満たなくとも、残数量については期間満了日をもって打ち切るものとし、又、予定数量を超えても契約単価により購入できるものとする。

- 4 乙が代表者の名義を変更する場合は、登記簿謄本その他これを証する書面を添えて甲に届けなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(談合による損害賠償)

第14条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号までのうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙が(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、甲の契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲

は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第15条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲は、これを物品の代金と相殺し、なお不足が生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息及び違約金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(市場価格の変動等に基づく契約の変更)

第16条 甲又は乙は、契約期間中の市場価格の激変等、予期できなかった事由の発生により契約単価が著しく不相当となったときは相手方に対して、契約単価又は給付の内容の変更を求めることができる。

(契約外の事項)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 福島県
福島県立須賀川桐陽高等学校
校長 末永 仁

乙

